

第6節 共通的・基盤的施策の推進

1 環境影響評価【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要な有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

2 環境保全の事前審査【環境政策課】

許認可等において、県が関与するさまざまな手続に際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

(1) 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

(2) 環境影響評価の実施状況

平成19年度に環境影響評価方法書の審査を行った九頭竜川水系足羽川ダム建設事業について、平成21年3月に環境影響評価準備書が提出されました。

(詳しくは第1部の5を参照して下さい。)

平成20年度は、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査案件はありませんでした。

表4-1-17 環境影響評価等審査件数の推移

| 年 度 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|------------|----|----|----|----|-----|
| 環境影響評価法 | 0 | 0 | 0 | 1 | (1) |
| 個別法 公有水面埋立 | 4 | 0 | 8 | 3 | 0 |
| 合 計 | 4 | 0 | 8 | 4 | (1) |

() 前年度と同一事業の継続審査分

(3) 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報を、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>)

(2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

表4-1-18 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数(平成20年度)

| | | |
|-------------------|---------------------------------|----|
| 許認可等に際しての 環境配慮 | ・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議 | 17 |
| | ・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議 | 0 |
| | ・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議 | 2 |
| | ・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議 | 5 |
| | ・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議 | 24 |
| | ・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議 | 2 |
| | ・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議 | 16 |
| 小 計 | | 66 |
| 計画策定等に係る 環境配慮 | ・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議 | 3 |
| | 小 計 | |
| 合 計 | | 69 |

3 公害防止協定【環境政策課】

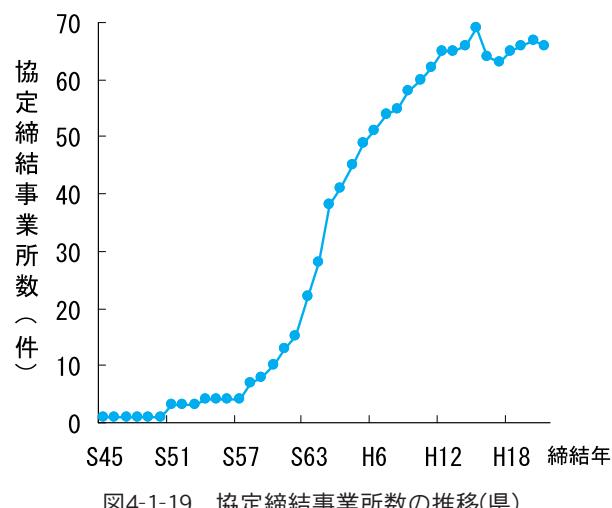
公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年頃から増加しており、平成21年11月末現在で計66事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、平成21年3月末現在、13市町409件となっています。

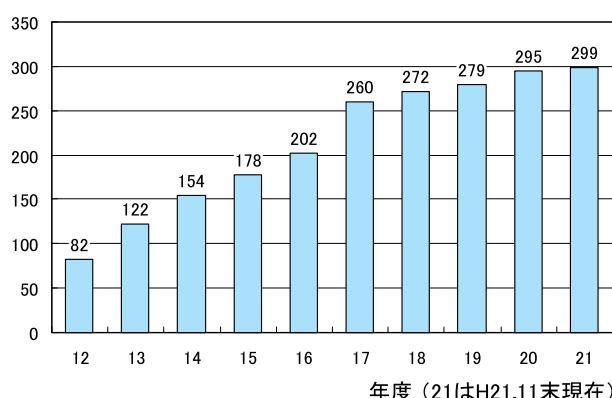


4 環境マネジメントシステム【環境政策課】

(1) 県内の環境マネジメントシステムをめぐる動向

県内事業所等のISO14001認証取得件数は、平成21年11月末現在で299件となっています。

また、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、エコアクション21地域事務局が平成17年4月に福井市内に開設され、認証・登録などの事務を行っています。



さらに、平成20年度からはエコアクション21中央事務局および地域事務局と連携した「自治体イニシアティブ・プログラム」を実施しており、県内の企業を対象に導入セミナーの開催等、システムの構築から審査を受けるまでの支援をしています。認証登録件数は、平成21年11月現在で29件となっています。

このほかに福井市、越前市および鯖江市が簡易版の環境マネジメントシステム制度を創設して運用しています。

(2) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成18年度からは、環境マネジメントシステムの見直しを行い、新たな認証登録を行わず、県の行政機構にふさわしい効率的なシステムに移行しています。

新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、庁舎ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行ってています。

その結果、平成20年度実績は水使用量を除き、前年度より削減することができました。

(平成20年度のエコオフィス活動における運用結果は、表4-1-22のとおりです。)

また、取組みの結果は、外部の専門家を交えた審査委員会で評価を受け、そのプロセスを含め公表するなど、システムの強化を図っています。

なお、環境マネジメントシステムで進捗管理を行っていた環境関連事業や公共事業は、システム導入後に取り入れられた、「公共事業環境配慮ガイドライン」や「政策推進マネジメントシステム」による管理に移行することで、引き続き環境に配慮した事業を確実に進めています。

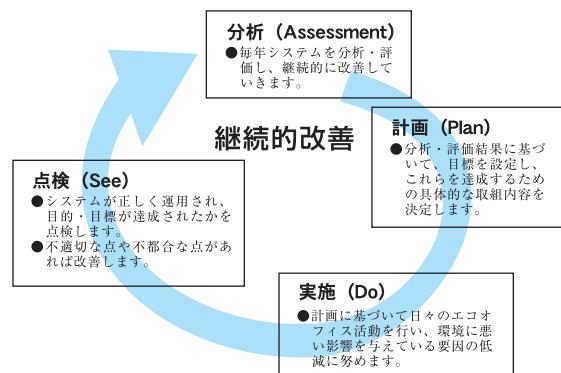
(3) 県内事業者等へのISO14001認証取得の支援

県内事業者等へのISO14001の認証取得を促進するため、環境アドバイザーおよび中小企業アドバイザーの派遣や認証取得経費への低利融資を行っています。

また、県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワークが平成13年11月に設立され、平成21年度に環境ふくい推進協議会に統合されていますが、この組織では、関係情報の交換や見学会や講演会等を通して資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

コラム 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続などをいいます。



新しいシステムの基本的な構造はAPDSサイクルとし、①分析(Assessment)、②計画(Plan)、③実施(Do)、④評価(See)というプロセスを繰り返すことにより、システムを継続的に改善していくこととしました。

表4-1-21 エコオフィス活動に係る実績

| 項 目 | 平成19年度実績 | 平成20年 度 | |
|--------------------------|-----------------|-----------------|---------|
| | | 実 績 | 対 前 年 比 |
| 複 写 用 紙 使 用 量 | 249.6 (t) | 244.5 (t) | 2.0%削減 |
| 水 使 用 量 | 1,703.6 (千m³) | 1,614.5 (千m³) | 9.0%増加 |
| 電 気 使 用 量 | 70,376.1 (千kWh) | 68,772.1 (千kWh) | 2.3%削減 |
| 空 調 等 燃 料 使 用 量 | 4,038.7 (kl) | 3,767.6 (kl) | 6.7%削減 |
| 公用車に係る燃料使用量 (ガソリン・軽油) | 688.3 (kl) | 680.2 (kl) | 1.2%削減 |
| 可 燃 ご み 排 出 量 | 503.0 (t) | 455.7 (t) | 9.4%削減 |
| 不 燃 ご み の 排 出 量 | 84.0 (t) | 80.4 (t) | 4.3%削減 |

(注) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学、県立病院、警察等を除く。）

5 環境配慮した公共事業等の推進【土木管理課】

県では、公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、府内各課による環境配慮型公共工事検討委員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

平成20年度では、かんがい排水事業沖田用水など4事業について検討を行い、環境にやさしい方法で今後の事業を実施することとしています。

次に、平成20年度に当委員会に報告された「海岸侵食対策事業 敦賀港海岸松原地区」について、どのように設計、施工段階で環境に配慮したのか紹介します。

(1) 海岸侵食対策事業（敦賀港海岸 松原地区）

敦賀市の松原海岸は、日本三大松原の一つである「気比の松原」を背後に、緩くカーブして延びる美しい砂浜を前面に有しており、関西や中京方面からも多くの観光客が訪れる県内有数の砂浜海岸です。しかし、近年、砂浜の侵食により海岸線が後退し、松の根が露出するなど貴重な自然景観を失いつつあります。

このため、当海岸の保全に当たっては、自然環境に配慮して養浜主体の工法により整備することで、白い砂浜が広がる自然豊かな海岸の復元を図っています。



敦賀港松原海岸 遠景

(2) 環境配慮の目的

当海岸は、敦賀湾の最奥部にあり、白砂青松の美しい風光明媚な場所に位置しています。「気比の松原」は国の名勝に指定され、敦賀市を代表する観光地になっており、また、海岸には多様な海浜生物が生息していることから、生態系への配慮も必要となります。

このような周辺環境の中で、大規模な工事を行うと、景観が損なわれ、また、生態系に影響をおよぼすおそれがあります。

そのため、その計画・設計および工事の施工に当たり、十分な環境への配慮が必要でした。

*1 環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に府内の公共事業関係課および環境関係課等で組織された。

(3) 環境配慮計画の内容

○野生生物への配慮

周辺環境の急激な変化を避けるため、段階的に徐々に砂を入れていきました。また、海浜生物の産卵時期である春季の工事を避けることとし、工事中は水質の調査や生物への影響を調査しながら進めています。

○自然景観への配慮

減少している砂浜を回復させるため、使用する砂については、松原海岸にある砂と同等の大きさや色調のものを選定しました。時間の経過とともに砂は現地の景観とも馴染んできています。

○大気環境等への配慮

施工機械による騒音、振動による近隣住民への影響を考慮し、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動機械を用いて環境保全に努めています。

また、大量の砂を運搬することから、運搬車両のタイヤの洗浄や運搬路を清掃するなど、粉じんの発生抑制に努めています。

○水環境への配慮

砂を直接海域に入れると海水に濁りが発生することが考えられるため、砂の製造過程において、水洗いを2回行い、濁りの原因となるシルト・粘土を洗い流しています。

また、海域に砂を入れる場合、汚濁防止膜で囲い込むことで、汚濁水の拡散防止に努めています。

○歴史的・文化的環境への配慮

歴史ある景観との調和を図るため、従来行われている消波ブロックなどのコンクリート構造物は設置せず、砂の投入だけで海岸の侵食対策を図っています。砂の選定に当たっては、敦賀港に注ぐ河川の上流部で採取し、現地の砂に色調等があったものを使用しています。



汚濁防止膜による濁水の拡散防止

工法の選定や砂の選定に当たっては、有識者や地元関係者を交えた検討委員会により決定し、地元市民に対しては、工事着手前に現地説明会を開催し、周辺環境等への配慮についての事項を確認しています。



住民に対し工法や周辺環境への配慮等を説明

環境を想い行動する
人づくり

6 土地利用の適正化

(1) 土地利用の現況【土木管理課】

平成20年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、平成19年の県土の利用状況は、森林74.6%、農用地9.9%、宅地4.4%です。

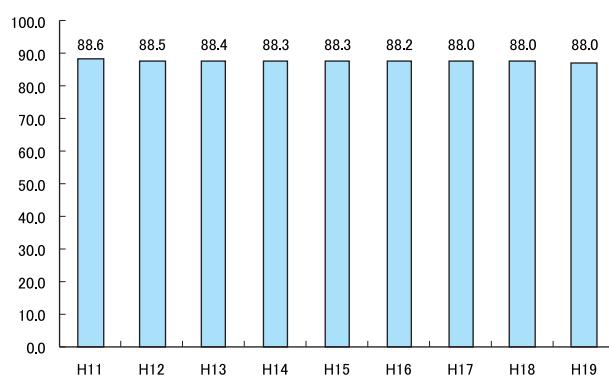


図4-1-22 自然的・農用地面積割合推移

(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、農林水産振興課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき、さまざまな土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

①国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町村が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

本県では、平成10年3月に平成22年を目標年次とする福井県国土利用計画(第3次計画)を策定しました。

②土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域について土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定める

宅地、道路、その他を除いた自然的・農用地が県土の約88%を占めており、その面積は年々減少していましたが、ここ3年間は横ばいとなっています。

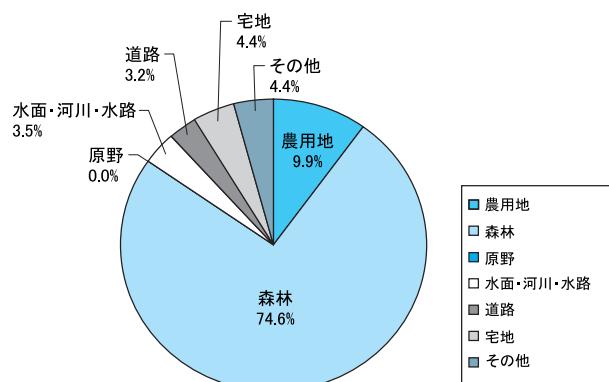


図4-1-23 県土の土地利用構成(平成19年)

ものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は、自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後、おおむね毎年変更しています。

③土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模(市街化区域2,000m²、他の都市計画区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²)以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や、著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

平成20年度は43件の届出があり、市町別では福井市が最も多く17件、次いで大野市が6件でした。利用目的別では、商業施設2件、住宅地1件、その他

(資産保有など)が34件などとなっています。地目別では、山林15件、宅地14件などでした。

④遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたとき、知事は、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、平成20年度は、遊休土地はありませんでした。

⑤大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、平成20年度は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施工された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事(知事の権限委譲を受けた市町を含む。)または農林水産大臣の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できることとされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

平成20年度は、7月1日を基準日として、基準地230地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年度と比較して全用途で▲4.9%となり、住宅地は▲4.4%、商業地は▲5.8%と、下落傾向で推移しました。

環境を想い行動する
人づくり

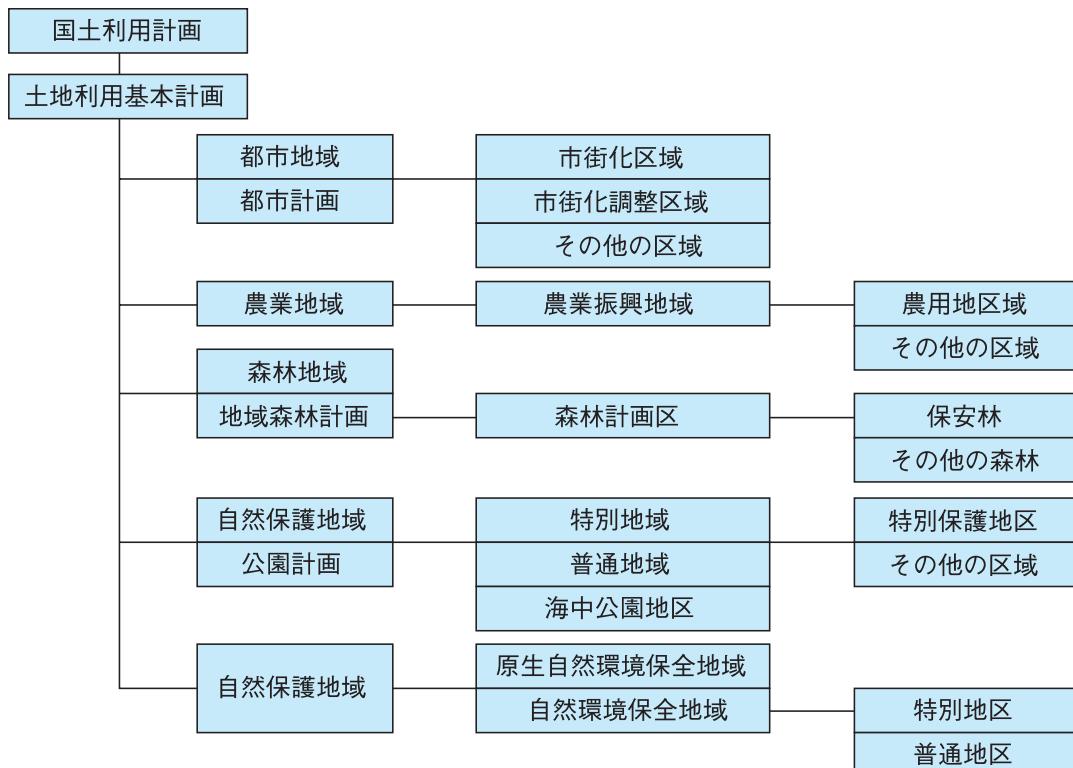


図4-1-24 土地利用計画の概要図

⑧土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間(10月)にポスター、パンフレット、冊子の配布などを行いました。

⑨平成21年度の実施状況

平成21年度上半期における事後届出の件数は14件で、市町別では、福井市7件、越前市2件などとなっています。利用目的別ではその他(資産保有など)が最も多く10件で、地目別届出では宅地が8件となっています。

また、平成21年度の地価調査の結果では、前年度と比較して全用途では▲5.8%、住宅地▲5.4%、商業地▲6.5%と引き続き下落傾向が続いています。土地月間(10月)では、広く土地政策に対する理解と協力をお願いするとともに、無届になりがちな事後届出の必要性などの普及啓発活動を行いました。率は前年度と比較して全用途で▲4.7%となり、住宅地は▲4.2%、商業地は▲5.5%と、下落傾向で推移しました。

(3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地資源を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間をするものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋(土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等)を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下

「都市計画区域マスタープラン」^{*2}という。）と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン」^{*3}があり、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

福井県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画マスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

まず、都市計画区域は、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分することができます。この区域区分は、福井都市計画区域に適用されています。

次に、市街地は、用途の異なる建築物の混在により、居住環境が悪化し、また商業や工業等の利便性が低下しないよう建築物の用途や形態をコントロールするために、住居・商業・工業系の12種類の用途地域に区分することができます。この用途地域は、都市計画区域を有する14市町すべてに適用されています。また、その他用途地域を補完する地域地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定されています。

^{*3}市町都市計画マスタープラン：9市1町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では7市で12地区定められています。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール(届出・勧告)する地区計画を適用することができます。この地区計画は、5市2町の25地区で適用されています。

7 科学的調査研究と技術開発の推進

(1) 衛生環境研究センター【環境政策課】

衛生環境研究センターでは、大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するため、測定や調査研究を行っています。また、環境関連技術の開発にも取り組んでいます。

- ヨシ群落を利用した湖沼の水質改善とヨシの有効利用技術(バイオマスエタノール等)に関する研究

【平成20～22年度】

- ・三方湖に大量繁茂するヒシやヨシをバイオマス資源としてとらえ、エタノールの製造技術を開発し、新たな有効利用の可能性を追求するとともに、湖沼の水質浄化を促進します。

- 管理型最終処分場の安定化に関する研究

【平成20～22年度】

- ・長期間を要するといわれている最終処分場内の廃棄物の安定化について、その機構を調査し、所要期間の推定と気候特性による影響把握を行い、早期安定化技術開発を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域¹制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1地区が指定されています。

(数字は、平成21年3月末時点のもの。)



白色腐朽菌を用いたバイオマスエタノールの合成試験

(2) 工業技術センター【地域産業・技術振興課】

工業技術センターでは、県内産業の活性化に向け、さまざまな分野の研究開発を実施しており、環境関連技術の開発についても取り組んでいます。

環境を想い行動する
人づくり

表4-1-25 工業技術センターの環境関連研究開発事例

| 事業名 | 研究テーマ名【研究期間】 | 研究概要 |
|--------------|---|---|
| 地域科学技術振興研究事業 | 環境に配慮した高性能化プラスチック材料の開発に関する研究【平成19～21年度】 | 汎用樹脂や植物由来の生分解性樹脂を、液晶ポリマーなど他の樹脂を用いて強化した材料の開発 |
| | 生物機能を付与した廃瓦セラミックスの開発【平成19～21年度】 | 廃瓦をリサイクルして、気孔がたくさんあり植物育成や水の浄化に効果的なセラミックスを開発 |
| | バイオディーゼルオイル製造用触媒の研究【平成21～22年度】 | 食用廃油を利用してバイオディーゼルオイルを製造する際に使用される高効率な触媒を開発 |

*¹準都市計画区域：そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域において指定します。

(3) 雪対策・建設技術研究所【土木管理課】

雪対策・建設技術研究所では、本県の自然条件および経済社会条件をふまえ、環境負荷の少ない雪対策技術や自然との共生、リサイクルの推進に対応した建設技術の研究開発を行っています。

- 廃石膏ボードおよび副産消石灰を土質改良材に活用し、工事コストの縮減と現場発生土の有効利用を図る研究 【平成19年度～21年度】

- 厚さ2cmの薄層舗装を開発し、舗装補修費のイニシャルコストとランニングコストの縮減を図る研究 【平成20年度～22年度】

- 構造物の支持杭や軟弱地盤改良に間伐材を利用する浅層地盤改良工法の研究開発

【平成19年度～21年度】

- 地下水の節減または地下水を使用しない消雪、融雪方策に関する研究開発（第3章第1節4参照）

【平成12年度～22年度】

(4) 農業試験場、園芸試験場【水田農業経営課】

農業試験場および園芸試験場では、化学合成農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農産物の生産・供給のための研究開発を行っています。

- 環境負荷に配慮したウメの土壤施肥管理技術の確立 【平成19年度～21年度】

- ・ウメ栽培において施肥の流亡による環境負荷を軽減するとともに、収量向上を図る土壤施肥管理技術の研究開発

- 環境にやさしい減農薬キク栽培技術の開発

【平成19年度～21年度】

- ・キク栽培において、主要病害虫の発生を抑制する技術や発生予察技術を利用した減農薬栽培技術の研究開発

- 化学資材を減らしたニンジン省力栽培技術の確立

【平成21年度～23年度】

- ・ニンジン栽培において、緑肥作物等の有機資源を活用した減化学肥料・減農薬栽培技術を確立

- 肥料価格高騰に対応できる土壤蓄積養分活用技術の開発 【平成21年度～23年度】

- ・水稻栽培において、化学肥料代替だけでなく除草効果も発揮できる有機質資材を活用した栽培技術の研究開発

- 農薬使用量を削減する安全・安心なウメ防除技術の確立 【平成21年度～25年度】

- ・ウメ栽培において、黒星病の防除成分回数およ

び農薬使用量を削減する防除技術体系を確立

(5) 総合グリーンセンター【県産材活用課】

総合グリーンセンター林業試験部では、多様な森林の育成や保護管理技術などの環境関連技術の研究開発を行っています。

- 福井県産無花粉スギ品種の作出

【平成18年度～22年度】

- ・花粉症軽減対策として、県内精英樹からの無花粉スギの選抜と無花粉スギとの人工交配による県産無花粉スギの作出



精英樹からの無花粉スギの選抜

- ヘリグロテントウノミハムシによるナタオレノキ衰退抑制に関する研究 【平成19年度～21年度】

- ・小浜市蒼島と高浜町鷹島に自生するナタオレノキの衰退原因であるヘリグロテントウノミハムシを捕殺して被害抑制対策を検討

- カシノナガキクイムシによるナラ類枯損防止法の開発 【平成18年度～19年度】

- ・ナラ類の集団枯損による森林の多面的機能の低下を防止するため薬剤を用いた枯損の防止法を開発

- 森林吸収源インベントリ情報整備

【平成18年度～22年度】

- ・国の委託を受け、京都議定書第一約束期間における我国の森林のCO₂吸収量算定等に必要な県内森林バイオマス量調査

(6) 若狭湾エネルギー研究センター

【電源地域振興課】

財団法人若狭湾エネルギー研究センターでは、バイオマスエネルギーに関する研究開発や湖沼の水質浄化に関する研究開発などについても取り組んでいます。

○バイオ技術による水質浄化研究

【平成17年度～平成21年度】

- ・イオン加速器による品種改良による、窒素やリンなどの富栄養化物質を吸収する耐塩性の植物や微生物の開発

○バイオマスエネルギー技術開発研究

【平成17年度～平成21年度】

- ・木質バイオマスから微生物反応により、エタノールなどのエネルギーを生成する技術の開発

○活性汚泥からのリン資源回収に用いる微生物の研究

【平成21年度～平成25年度】

- ・下水処理場において排出される余剰汚泥から、リンを蓄積する微生物を開発